

(受理番号) 3-1	(受理年月日) 令和3年1月4日
件名 要旨	陳 情
	<p>通級指導教室の充実について</p> <p>本県では、これまでも全国に先駆けて小学3・4年生、中学1年生での少人数学級や、小学校における算数の少人数担当教員の増員・加配を行ってきた。</p> <p>一方で、通級指導教室の設置数において、本県は全国で最下層にある。そのため、通常学級に在籍していて注意欠陥・多動性障害（ADHD）や学習障害（LD）の診断を受けていても、通級指導教室に通えない児童生徒が多数いるのが現状である。</p> <p>平成29年3月には国会で「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」が可決、成立した。その中で、通級指導に係る教職員定数の基礎定数化を、平成29年度から10年間をかけて段階的に実施するとされている。</p> <p>通級指導が必要な児童生徒13人につき教員1人を配置するという本基準に当てはめると、県下のほぼ全ての小中学校に通級指導教室を開設する必要がある。しかし、県下の公立の小・中学校合わせて232校中で32校にしか設置されていないのが現状である。</p> <p>公教育のさらなる充実を図るため、そして、児童生徒が意欲を持って学習に取り組める学習環境を整えるため、以下の項目について陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 注意欠陥・多動性障害（ADHD）や学習障害（LD）を持つ児童生徒にとって充実した学校生活を送れるよう、公立学校における通級指導教室の計画的な増設を図ること。 2 少人数学級の段階的实施に伴う教員の増員を理由として通級指導教室の設置を遅らせることがないようにすること。